

平成二十三年六月八日

青森県教育委員会第七百四十九回定例会

期 日 平成二十三年六月八日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号	青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定について	1
議案第二号	議案に対する意見について	(非公開の会議)
議案第三号	平成二十四年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案	3
議案第四号	平成二十四年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案	5
議案第五号	県立高等学校の学科の廃止について	6
議案第六号	学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案	7
議案第七号	学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案	9
議案第八号	青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案	12

三 その他

職員の懲戒処分について	15
-------------	----

四 閉 会

議案第一号

青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定について

青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定を次のように締結する。

青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定書

青森県教育委員会と八戸工業大学は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第一条 この協定は、青森県教育委員会と八戸工業大学が、包括的な連携のもと、本県の学校教育、生涯学習及びスポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第二条 青森県教育委員会と八戸工業大学は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (一) エネルギー、環境、科学技術などに関する専門的な教育をはじめとする学校教育の充実及び調査研究に関すること。
 - (二) 生涯学習・スポーツの振興に関すること。
 - (三) その他双方が必要と認めること。
- 二 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置すること

ができる。

(秘密保持)

第三条 この協定に基づき、知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第四条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成二十四年三月三十一日までとする。ただし、期間満了の一月前までに青森県教育委員会又は八戸工業大学のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、さらに一年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第五条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県教育委員会と八戸工業大学が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、青森県教育委員会と八戸工業大学が署名押印の上、各自その一通を保有する。

平成二十三年六月十日

青森県教育委員会教育長

八戸工業大学学長

議案第三号

平成二十四年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十四年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十四年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

(一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。

(二) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間で第二志望を認める。

(六)(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜に出願できない。

連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

(一) 前期選抜の実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とし、後期選抜の実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の三教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第四号

平成二十四年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十四年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十四年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。
- 三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第五号

県立高等学校の学科の廃止について

左記のとおり県立高等学校の学科を廃止する。

記

一 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 百 石 高等学校	全 日 制 の 課 程	商 業 科
青森県立 三 戸 高等学校	全 日 制 の 課 程	商 業 科

二 廃止の時期

平成二十四年三月三十一日

(ただし、廃止の日当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。)

議案第六号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一月」の下に「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第二号に掲げる場合にあつては二週間、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合にあつては当該日）」を加え、同条第二項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第一号様式中

育児休業の承認

育児休業の期間の延長

を

育児休業の承認

育児休業の期間の延長

（非常勤職員又は再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入）

に

5 備考	
------	--

を

5 配偶者	氏名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

に改め、同様式の

(注)の1中「請求」の次に「非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び」を加え、同注の5を同注の7とし、同注の4を同注の6とし、同注の3中「5 備考」を「6 備考」に改め、同注の5とし、同注の2の次に3及び4として次のように加える。

- 3 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
- 4 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の承認の請求手続に関し、必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第七号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び直接レントゲン写真（四ツ切。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「及び直接レントゲン写真を」を「を添え、」に改め、「精神性疾患精密検査証明書（様式第二号の二。以下同じ。）」の下に「添え、」を、「精密検査証明書（様式第三号。以下同じ。）」の下に「添え、」を加える。

第四条及び第五条を次のように改める。
（経過報告）

第四条 結核性疾患による病気休暇及び引き続き三十日以上病気休暇を受けている県立学校職員は、承認権者の定めるところにより、結核性疾患のときは結核性疾患経過報告書（様式第四号。以下同じ。）を、結核性疾患以外の心身の故障のときは経過報告書（様式第五号。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 休職の発令を受けた県立学校職員は、当該休職の期間中九十日ごとに、結核性疾患のときは結核性疾患経過報告書を、結核性疾患以外の心身の故障のときは経過報告書を教育長に提出しなければならない。
（出勤及び復職）

第五条 結核性疾患による病気休暇及び引き続き三十日以上病気休暇を受けた県立学校職員は、期間の満了又は事由の消滅により出勤することとなるときは病状報告書（様式第六号。以下同じ。）に、次の各号に掲げる病気休暇の区分に応じ、当該各号に定める証明書を添え、出勤することとなる日から七日前までに承認権者に提出しなければならない。

- 一 結核性疾患による病気休暇 結核性疾患精密検査証明書
- 二 精神性疾患による病気休暇 精神性疾患精密検査証明書
- 三 前二号以外の病気休暇 精密検査証明書

2 休職の発令を受けた県立学校職員は、期間の満了又は事由の消滅により復職することとなるときは病状報告書に、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める証明書を添え、復職することとなる日から三十日前までに教育長に提出しなければならない。

- 一 結核性疾患による休職 結核性疾患精密検査証明書
 - 二 精神性疾患による休職 精神性疾患精密検査証明書
 - 三 前二号以外の休職 精密検査証明書
- 第六条を削る。

第七条第二項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、第三項を削り、同条を第六条とする。第八条を削る。

第九条中「を超える」を「以上の」に、「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条を第七条とする。第十条を削り、第十一条を第八条とし、第十二条を第九条とする。

第十三条中、「第七条第二項及び第三項並びに第十一条」を「及び第八条」に改め、同条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

様式第四号中「療養（休職）」を「^{病気休職}」に改める。

様式第五号中「休職（病気休職）」を「^{病気休職}」に、

--	--

 を

「

病名	所見
----	----

 」に改める。

様式第六号中「^{休職}をもって^{休職}の期間が満了するので、」を

「^{休暇}をもつて^{休職}の期間が満了するので、
に改める。

から出勤可能となるとの診断を受けたので、」

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

結核性疾患による病気休暇の期間の改正に伴い、経過報告の取扱いや書類提出の期限等を改めるため提案するものである。

議案第八号

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第一条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に「、青森県総合社会教育センター条例(平成元年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。)第八条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき」を加える。

第八条第一項中「青森県総合社会教育センター条例(平成元年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。)」を「条例」に改める。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第二条に規定する業務のうち、第四号(県民の学習活動に関する相談に限る。)、第八号その他の県民の学習活動の支援に関すること。

二 条例第四条の規定によるセンターの施設(食堂施設を除く。)の使用の承認に関すること。

三 条例第七条並びにこの規則第九条及び第十条の規定による使用の制限等に関すること。

四 第十三条第一号から第五号までの規定による使用料の免除に関すること。

五 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

六 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等)

第十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第六条本文に規定する開所時間及び第七条第一項に規定する休所日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開所時間を変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第二条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に「、青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。)第五条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき」を加える。

第十一条中「青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。)を「条例」に改める。

第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に郷土館の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 郷土館の施設、設備等の維持管理に関すること。

二 第十二条第一項第一号から第七号までの規定による使用料の免除に関すること。

三 その他郷土館の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第十七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に郷土館の管理を行わせることとした場合の郷土館の開館時間及び休館日は、第七条第一項に規定する開館時間及び第八条第一項に規定する休館日を基準として指定管理者があらかじめ館長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者に青森県総合社会教育センター及び青森県立郷土館の管理を行わせることとした場合の業務の範囲及び管理の基準を定めるため提案するものである。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成23年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- | | |
|---------|--|
| ①被処分者 | 西北地域の高等学校 教諭（48歳 男性） |
| ②事件の概要等 | 人身事故（治療期間が15日未満） <ul style="list-style-type: none">・平成23年3月7日（月）午後7時40分頃・西津軽郡深浦町内の国道・自動車で走行中、道路左側の車道外側線を歩いていた歩行者に接触し、負傷させたもの。・事故の相手方（男性1名 1週間の加療） |
| ③処分内容 | 戒告 |
| ④処分年月日 | 平成23年5月23日 |
| ⑤その他 | 平成20年6月20日に人身事故を起こしていることから、量定を加重。 |